

第1問

被告人Xは、骨董品収集を趣味としていたところ、小児麻痺のため歩行不能の身体障害者であるAに「日本刀を用意して正月に遊びに来れば、西洋甲冑をあげる」と言われたので、以前から西洋甲冑が欲しかったXは、とても期待してA方に赴いた。しかしながら、A方に着いてみるとAは自らの収集仲間にXの用意した日本刀を自慢するのみで、結局西洋甲冑をXに引き渡すことはなかった。そのため、XはAに対して、恨みを抱いていた。

Xは、平成21年1月13日午後3時ごろ八王子市内のパチンコ店において遊興していたものであるが、所持金を使い果たしたため、女友達から金を借りようと考え、普通自動車で女友達方を訪れた。しかし、金を借りられなかったため、以前から恨みを抱いていたAをだまして連れ出しその所持金を奪おうと企てるに至り、同日午後7時ごろA方に赴き、Aに対し「甲府で武田信玄の鎧が買えるから、一緒に行こう」と嘘をつき、これを信じたAが現金(100万円)を手提げカバンに入れて携えたのを確認したうえ、上記自動車にAを同乗させ、鎧の持ち主方に案内する如く装いながら、自ら運転し、山梨県内の人家からかなり離れ、付近に全く人気のない山道に連行した。そしてXは、Aの所持金をひったくり、そのままAを山中に置き去りにしようとしたところ、たまたまこのとき尿意を催したAから車外に出すよう頼まれたため、同日午後11時ごろ、Aを車外に出し、道端でAが用を足しているすきにA所持の手提げカバンをひったくったうえ、Aを道端に置き去りにし、その場を立ち去った。この際Xは、同所付近が東側に山、西側が崖で下方に川があり、一部に積雪もある人家から離れた人気のない山中で、かつ厳冬の深夜であったために、身体障害者であるAを同所に放置すれば、Aが凍死もしくは川に転落して溺死するかもしれないことを認識しながら、ひったくりの発覚をおそれるあまり、Aが死亡してもやむを得ないと決意していた。

そしてAは、Xによって厳冬の山中に放置されたことにより、翌14日午前6時ごろ低体温症を発症し、心臓が停止したことにより死亡した。

Xの罪責を述べよ。